

栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 カスタマーハラスメントについて、専門的見地から現状を分析するとともに、栃木県における防止対策のあり方を検討するため、栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) カスタマーハラスメントの現状把握及び分析に関すること。
- (2) カスタマーハラスメントの防止対策のあり方に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(会議の委員等及び組織)

第3条 会議は、10名程度の委員をもって構成する。

- 2 委員は、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者等のうちから、知事が委嘱する。なお、知事はオブザーバーを置くことができる。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認める場合、委員及びオブザーバーの他に関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 座長が必要と認める場合、会議の開催場所とは別の場所にいる委員、オブザーバー及び関係者に対し、情報通信機器等を活用して会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、栃木県産業労働観光部労働政策課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年4月1日から施行し、令和8(2026)年3月31日限り、その効力を失う。